

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化

提案団体

埼玉県、さいたま市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に関し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」という。)の添付が必要となる手続がある。

土壤汚染対策法施行規則に係る通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として、登記事項証明書及び公図の写しの添付を求めている。

## 【支障事例について】

申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取得しなければならず、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。

地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取得することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公図等を取得する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公図の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証する書類として認められていなければ、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならない、利便性の向上に繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなり、申請者等の利便性の向上に繋がる。加えて、行政のデジタル化が推進される。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条、第14条、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第

1903015号)、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本市

○申請者等が法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなるため、利便性の向上に繋がることが期待できる。

#### 各府省からの第1次回答

現状、土壤汚染対策法における申請等の手続において、土地の所有者等であることを証するために公図等の情報を提出する場合、手続の受け手である地方公共団体が当該情報を正確に把握できるときは、必ずしも紙媒体で行政機関から発行された書類を添付することは要しない。  
登記所が保有する登記情報をWEBで確認できる「登記情報提供サービス」についても、照会番号が記載されたPDF等は申請等の手続に利用可能であり、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体及び事業者の負担軽減に資するため、ご回答に示されたとおり対応いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

提案内容を踏まえ、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」において、公図に関して紙媒体で発行された書類に限らず、登記情報提供サービスを利用して取得した照会番号付きの電子ファイル等の利用も想定される旨の考え方を明記し、令和4年8月31日にHP上で公開済みである。  
(<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>)

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

**5【環境省】**  
(15)土壤汚染対策法(平14法53)  
(ii)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壤環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。  
[措置済み(令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室長事務連絡)]